

山口第二保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	山口市
所在地	山口市 亀山町2番1号
電話番号	083 — 934 — 2798
代表者氏名	市長 伊藤 和貴

2 利用施設

施設の種 類	保育所
施設の名称	山口第二 保育園
施設の所在地	山口市 三和町9番2号
連絡先	電話番号 083 — 925 — 2181 F A X 083 — 925 — 2181
管理者	園長 國田 志保
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	3号認定 0歳児 7人 1歳児 15人 2歳児 18人
開設年月日	昭和 50 年 4 月 1 日
事業所番号	

3 保育目標・運営方針

1 保育目標 あかるく、やさしく、たくましい子ども あかるく・・・自分の気持ちが出せる子ども やさしく・・・友達の気持ちを感じられる子ども たくましく・・・いろいろな事にかかわろうとする子ども
2 運営方針 ・信頼関係、相互理解を深めながら、明るく楽しい保育園の運営を図ります。 ・保育環境の整備、保育内容の向上を図ります。 ・職員一人ひとりが責任をもちながら、各々の力が発揮できるようにしていきます。 ・家庭と地域が一体となった保育が推進できるよう連携を密にし、育児支援を中心に地域に役立つ保育園づくりをします。
3 保育方針 ・家庭的で温かい雰囲気づくりに留意して、一人ひとりの子どもの健康な成長発達を支援していきます。 ・園生活の中で、意欲をもって「食」に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもの育成に努めます。

4 本園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1,435.58	m ²
	園庭	312.00	m ²
園舎	構造	木	造
	延べ面積	331.70	m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1室	たんぽぽ組 (0歳児)
ほふく室	1室	すみれ組 (1歳児)
保育室	1室	ひまわり組 (2歳児)
調理室	1室	

5 職員の設置状況

職 種	職務内容	員数	常勤	非常勤
園長	職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務をつかさどる。	1名	1名	
主任保育士	主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し保育内容について他の保育士を統括する。	1名	1名	
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。	15名	8名	7名
保育補助者	保育士の職務を助ける。			
事務職員	当園の事務を行う。			
栄養士	利用乳幼児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。			
調理師	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。	3名	2名	1名
看護師	子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。			
用務員	当園の雑務を行う。			

※ 本園では、「山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準を定める条例(平成26年9月29日山口市条例第29号。以下「条例」という。)」の定める

基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置します。

<勤務体系>

勤務時間	勤務体系
7:30~8:15	保育士3名(園児数に応じて増減あり)
8:15~16:00	保育士9名以上(園児数に応じて配置)
16:00~18:00	保育士5名(園児数に応じて増減あり)

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から18時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の**保育料の他に、別途利用者負担**が必要となります。)

8 提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針(平成20年3月28日厚労告141)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

年齢	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば、医療機関で診察等を受け、**アレルギー疾患生活管理指導表**を作成してもらって必ず提出してください。

(3) その他

一時預かりや休日保育を実施する場合は、事業内容等を記載

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

10 利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

1 本園は、市が行った利用調整により本園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

2 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得るものとする。

3 本園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 2号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) 3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

本園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	あゆかわこどもクリニック
医 院 長 名	鮎川 浩志
所 在 地	山口市平井1439-15
電 話 番 号	083-922-1234

(2) 歯科

医療機関の名称	山口グリーン歯科
医 院 長 名	池尻 達明
所 在 地	山口市吉敷下東1-7-20
電 話 番 号	083-925-4600

12 緊急時の対応

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

13 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

本園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 園長または主任 ・ご利用時間 8:30 ~ 17:15 ・電話番号 083-925-2181 FAX 083-925-2181 担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。	
	第三者委員	川尻 博之 電話番号 083-934-2798 (保育幼稚園課) 役職・肩書等 山口市民生委員児童委員会協議会 常任理事
徳田 恵子 電話番号 083-934-2798 (保育幼稚園課) 役職・肩書等 元山口芸術短期大学講師		

※ 本園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

14 虐待の防止のための措置

児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、富山市児童虐待防止マニュアルを活用し、児童虐待の早期発見に努めています。子育てでお困りのことがありましたら、いつでもご相談ください。

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。	
防災設備	・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理	・誘導灯 有 ・非常警報装置 有 ・スプリンクラー 有
避難・消火訓練	例:避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施し、年2回は消防署に報告する。	

16 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

本園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター災害共済
保険の内容	保育所の管理下における災害に対し、災害共済給付(医療費、障がい見舞金、又は死亡見舞金)が行われます。

17 本園におけるその他の留意事項

本園では、事故防止を目的としたビデオカメラを設置しています。

録画された映像は、日々の保育の振り返りをはじめ、事故発生となり得る危険要因の有無の検証、事故発生時の検証等に活用することとしており、その管理については適正に管理してまいります。

18 個人情報の提供

小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、その他の機関について保育要録の送付や必要最小限の範囲内において子どもの保育状況を提供することがあります。